

2007.2.20

関東ラグ協発第 07-25 号

関東ラグビーフットボール協会
支部協会理事長 各位

関東ラグビーフットボール協会
理事長 水 谷 眞

ラグビースクール指導者の個人登録料有料化について

拝啓、貴協会におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。
さて、昨年2月22日付各県協会理事長宛てでお願い致しました通り、平成19年度（2007年度）の競技者個人登録より、ラグビースクール指導者の競技者個人登録料を有料化致します（中学生以下は従来どおり無料）。この件につきまして先般の関東協会理事長会議の席で重ねて趣旨説明とお願いを申し上げましたが、本年度より有料化となりますので管下のラグビースクールへの周知徹底の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

〔有料化の必要性と根拠〕

日本協会の「登録者見舞金制度」の規約改正により、中学生以下を除いて全ての登録者が個人登録料を支払うことになった。関西、九州協会ではすでに実施済みである。

役員も選手も登録料を払ってラグビーに関わるというのが日本のラグビーの基本的コンセンサスである。スクール関係者へもその旨で理解をお願いしたい。

競技者個人登録をしない場合には、登録者見舞金制度の対象とはならないので充分注意されたい。

貴協会管下のラグビースクールその他の関係箇所へは、貴職より通達を発し周知徹底をお願いします。宜しくお願い申し上げます。

以上